

県南広域振興局長告示第164号

銃猟禁止区域の指定（平成17年岩手県告示第947号）で告示した前沢町白鳥下銃猟禁止区域の名称及び区域を次のとおり変更した。

平成25年10月29日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 変更後の前沢町白鳥下銃猟禁止区域の名称 奥州市前沢白鳥下・衣川日向銃猟禁止区域
- 2 変更後の前沢町白鳥下銃猟禁止区域の区域 奥州市地内の国道4号と市道新城6号線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み市道愛宕線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道瀬原東線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み主要地方道花巻衣川線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み市道德沢噌味1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道本城寺坂徳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道衣川前沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み一般県道新城馬口沢線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道沖田線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み白鳥川左岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を南東に進みさらに東に進み市道福養線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み白鳥川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に向かって進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に向かって進み同川右岸と市道照井館漆野線を東に進んだ同川右岸までの延長線との交点に至り、同点から同延長線を西に進み同市道との交点に至り、同点から同市道を西に進みさらに北西に進み農道南陣場線との交点に至り、同点から同農道を北西に進み市道新城6号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域